

改正

平成12年3月21日条例第28号

平成12年12月12日条例第39号

平成13年3月27日条例第2号

平成14年12月20日条例第29号

平成18年9月15日条例第26号

平成23年9月15日条例第12号

平成25年12月4日条例第27号

平成26年12月5日条例第22号

令和元年6月10日条例第3号

令和元年9月6日条例第11号

越生町水道事業給水条例

越生町水道事業給水条例（昭和44年条例第9号）の全部を改正する。

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、越生町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 越生町水道事業の給水区域は、越生町の次の区域とする。

- （1） 越生町越生東及び上野東の全部並びに大字越生、黒岩、成瀬、古池、津久根、上谷、堂山、小杉、大満、上野、大谷、如意、西和田、鹿下、黒山、龍ヶ谷、麦原の一部

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2） 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申し込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道加入金)

第6条 給水装置の新設又は改造（給水管の増口径をする場合に限る。）をする者は、別表第1に定める金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額（1円未満の端数があるときは、その金額を切捨てるものとする。）を、水道加入金（以下「加入金」という。）として町長に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に対応する別表第1の加入金の額と旧口径に対応する別表第1の加入金の額との差額に消費税相当額を加えた額（1円未満の端数があるときは、その金額を切捨てるものとする。）とする。

2 前項の加入金は、工事申し込みの際、納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、工事申し込み後納付することができる。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項については、町長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第11条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度、これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町はその責を負わない。

(給水契約の申し込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する者又は指定給水装置工事事業者を代理人として置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、町長が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければ

ばならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき
- (2) 水道の用途を変更するとき
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき
- (3) 消防用として水道を使用したとき
- (4) 管理人又は代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき
(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。ただし、町長が公益上その必要を認めるときは、この限りではない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、基本料金と水量料金との合計額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、1円

未満の端数があるときは、その金額を切捨てるものとする。

2 基本料金は、使用水量の有無にかかわらず、開栓中の給水装置の種類、用途及びメーターの口径の大きさに応じ、1ヶ月につき別表第2のとおりとする。

3 水量料金は、使用水量区分に応じ、1ヶ月につき1立方メートル当たり別表第2のとおりとする。

(使用水量の算定)

第25条 使用水量は、隔月定例日(水量料金算定の基準として、あらかじめ町長が定めた日をいう。)

にメーターの計量を行い、その日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に計量を行うことができる。

2 前項の使用水量は、毎月均等に使用したものとみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき
- (3) 使用水量が不明のとき
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき

(特別な場合における基本料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し又は使用をやめたときの基本料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が月の日数の2分の1以下のときは、1ヶ月当たりの基本料金の2分の1の額
- (2) 使用日数が月の日数の2分の1を超えるときは、1ヶ月当たりの基本料金

2 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申し込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は口座振替等の方法により2ヶ月分をまとめて徴収する。ただし、月の中途において水道の使用を開始し又は使用をやめたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、使用水量が、1ヶ月につき10,000立法メートル以上の水道の利用者については、料金を毎月徴収することができる。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき10,000円
- (2) 第8条第1項の指定の更新をするとき 1件につき10,000円
- (3) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1回につき3,000円
- (4) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1戸につき1,000円
- (5) 第20条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき1,000円
- (6) 第33条第2項の確認をするとき 1回につき1,000円
- (7) 開栓又は閉栓をするとき 1件につき300円
- (8) 諸証明手数料 1件につき200円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 町長は、公共事業に係る給水装置工事を施行する場合又は水道利用者等及び指定給水装置工事業者の責に帰さない理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

2 町長は、使用水量が1ヶ月につき10,000立法メートル以上になると見込まれる水道の利用者については、料金を協議により減額することができる。この場合において、町長は書面により契約を締結するものとする。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事

に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第25条の使用水量の算定又は第32条の検査を拒み又は妨げたとき
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき

(給水装置の切り離し)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき

(過料)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の算定、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)

第37条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超え

ないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第37条の2 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)

の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の越生町水道事業給水条例第24条の規定は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)以後の使用にかかる料金について適用し、施行日前の使用にかかる料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において施行日前から施行日後に引き続く水道使用者の平成10年4月の使用水量検針分及び平成10年5月の使用水量検針分の使用水量にかかる水量料金は、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第39号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第24条の適用について、施行日以前から引き続き給水を行い、施行日以後初めて検針し、使用量等が確定した水道料金に関しては、なお従前の例による。

3 施行日以後に給水を開始した者の水道料金は、改正後の水道料金を適用する。

附 則（平成26年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の適用について、施行日以前から引き続き給水を行い、施行日以後初めて検針し、使用水量等が確定した水道料金に関しては、なお従前の例による。

3 施行日以後に水道の使用を開始した者の水道料金は、改正後の水道料金を適用する。

附 則（令和元年6月10日条例第3号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月6日条例第11号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

水道加入金

給水管の口径	加入金の額
13mm	161,000円
20mm	219,000円
25mm	447,000円
30mm	771,000円
40mm	1,085,000円
50mm	2,723,000円
75mm	5,000,000円
100mm	10,000,000円
150mm	町長がその都度定める

別表第2（第24条関係）

水道料金表

料金区分		基本料金 (10m ³ までの 水量料金を 含む)	水量料金				備考
			使用水量料金				
			11~30m ³	31~50m ³	51~70m ³	71m ³ ~	
専用給水装置	口径	円	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	一般家庭用 営業用 官公署用 工場用等に使用するもの
	13mm	1,550	き160円	き210円	き225円	き270円	
	20mm	2,100					
	25mm	3,100					
	30mm	4,200					
	40mm	7,700					
	50mm	11,700					
	75mm	28,000					
	100mm以上	47,000					
	臨時用	口径		1m ³ につき290円			
	13mm	5,400					
	20mm	7,000					
	25mm	10,000					

共用給 水装置	13mm	1,550	1 m ³ につ	1 m ³ につ	1 m ³ につ	1 m ³ につ	
	20mm	2,100	き160円	き210円	き225円	き270円	
	25mm	3,100					